

(2) 開発許可申請書及び添付図書(簡素化事項:朱書き)

図書は次表の順序により、A4版に綴じて申請することになります。

	図書の名称	様式	説明	様式掲載頁	関係条文	備考
1	開発許可申請書	規則別記様式第2	・2欄は実測面積記入(小数点以下切り捨て) ・3欄は全ての用途記入	235頁	規則第16条	1
2	委任状		・代理者の資格、登録番号を記載する			2
3	申請理由書		・理由を明確簡潔に記載			
4	設計説明書	県規制規則別記様式第1号	・台帳面積は地目別概要欄に()で記入	236頁	規則第16条 県規制規則第3条	3
5	従前の公共施設の管理等一覧表	県規制規則別記様式第1号付表1		237頁	規則第16条 県規制規則第3条	3
6	新たに設置される公共施設の管理者等一覧表	県規制規則別記様式第1号付表2		238頁	規則第16条 県規制規則第3条	3
7	付替えに係る公共施設の管理者等一覧表	県規制規則別記様式第1号付表3		239頁	規則第16条 県規制規則第3条	3
8	設計概要書	県規制規則別記様式第6号	・台帳面積は地目別概要欄に()で記入	240頁	県規制規則第6条	
9	公共施設の管理に関する協議書		新たに設置される公共施設の設計及び工事方法等並びに新たに設置される公共施設の帰属、管理及び従前の公共施設の帰属についての協議書を添付		法第30条 法第32条	
10	公共施設の管理者の同意書		開発行為の計画に関係がある公共施設の管理者の同意書を添付		法第30条 法第32条	
11	公図の写し		・開発区域を明示(朱線で枠どり) ・地番、地目、地積、所有者名(隣接地を含む。)、方位等を記載 ・公道、水路を着色表示		県規制規則第6条	
12	土地の登記事項証明書		・申請時に権利効力のあるもの		県規制規則第6条	
13	開発行為の施行等の同意	県規制規則別記様式第2号	印鑑証明書を別途添付(同意書押印時に有効なもの) ・同意書の記名・押印	241頁	法第33条 規則第17条 県規制規則第5条	
14	開発区域内権利者一覧表	県規制規則別記様式第2号付表	・筆数10未満の場合は、省略することができる	242頁	法第33条 規則第17条 県規制規則第5条	
15	資金計画書	規則別記様式第3	収支計画書、年度別資金計画書、工事費の内訳詳細書、自己資金の残高証明書、融資証明書を別途添付 ・自己資金、残高証明書は、金融機関の証明に限らない(資金計画書への記載(自己申告)でよい)	243頁 244頁	規則第15条 規則第16条 県規制規則第4条	4 5
16	申請者の資力及び信用に関する申告書	県規制規則別記様式第4号	申請者が法人の場合、 業務経歴書、定款、登記事項証明書、前年度の納税証明書(法人税及び事業税)、財務諸表、預金残高証明書、融資証明書 を別途添付 申請者が個人の場合、 業務経歴書、履歴書、住民票、前年度の納税証明書(所得税)、預金残高証明書、融資証明書 を別途添付	245頁	法第33条 県規制規則第6条	4
17	設計者の資格に関する申告書	県規制規則別記様式第3号	資格証明又は、卒業証明を別途添付	246頁	法第31条 規則第17条 規則第18条 規則第19条 県規制規則第5条	6
18	工事施行者の能力に関する申告書	県規制規則別記様式第5号	工事施行者が法人の場合、 建設業許可書(写)、事業経歴書、定款、登記事項証明書、前年度の納税証明書(法人税及び事業税) を別途添付 ・建設業許可を受けない工事施行者の場合は、前年度の納税証明書(法人税及び事業税)を添付する 工事施行者が個人の場合、 建設業許可書(写)、事業経歴書、履歴書、前年度の納税証明書(所得税) を別途添付 ・建設業許可を受けない工事施行者の場合は、前年度の納税証明書(所得税)を添付する	247頁	法第30条 県規制規則第6条	4
19	現況写真		・申請地を2方向から撮影 ・現況図から現地の状況を判断することが難しい場合は、添付を求める場合がある			
20	法第34条各号に該当する旨の証明		別表(表1 法第34条各号に関する申請に必要な図書)のとおり		法第34条	7

順序	図書の名称	様式	説明	様式 掲載頁	関係条文	備考
21	設計図		別表（表2 設計図）のとおり ・設計者名記名押印又は署名		法第30条 規則第16条 規則第17条 県規制規則第6条	
22	その他知事等が必要と認める書類		上記図書以外で、法第33条、第34条の各規定に適合することを確認するために必要なもの ・他法令許可書等の写しは、開発許可に係る排水同意、許可又は承認等の状況を申請書の「その他必要な事項」欄に記入するか、参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能		県規制規則第6条	

- 1 「開発区域に含まれる地域の名称」の地番は昇順に記載すること
- 2 申請者自らが手続きを行う場合（代理人を立てない場合）は添付不要
- 3 自己の居住のための開発行為の申請の場合は添付不要
- 4 自己の居住又は自己の業務のための開発行為の申請で、開発区域の面積が1ha未満の場合は添付不要
- 5 開発区域及び施行区域の面積が5ha未満の場合は、県規制規則第4条に基づき添付書類の省略あり
- 6 開発区域の面積が1ha未満の場合は添付不要
- 7 市街化調整区域内に係る開発行為の場合、添付が必要